

イギリス・老人と Gift-Relationship

——研究の新しい方向——

イギリスにおける老人問題対策が、従来の経済給付、施設保護から、できる限り老人を社会に参加させようとする方向に変わってきたことは良く知られている。こうした状況に対応して、研究の動向も、漸次、老人の「生活の質」をどのように考えるか、といった方向に向ってきている。

R.M. ティトマスが、“Gift-Relationship” という概念を用いて、輸血サービスを行なう場合に、経済市場組織を用いることが色々な面での欠陥を露呈してきたこと、そしてここではむしろ、コミュニティ組織を活用すべきであることを論証したことは良く知られているが、老人問題においてもこうした視点からのアプローチが必要である。

さて、Gift-Relationshipを老人問題の分野に導入する場合には、次の二つの領域がさしあたって問題として浮び上がってくる。

第1の領域は、職業における老人の参加＝ギブ・アンド・テイクの関係がどこまで作れるのか——その可能性はどの程度存在するのか、という問題であり、第2の領域は、家族の中における老人の役割をどのように評価するのか、という問題である。

第1の領域の問題については、老人の労働が可能な職業領域を明確にすると共に、従来老人に対して抱かれてきたイメージ、例えば、老人は頑固であって、一たんこうと思ひ込んだら意見を変えないから、新しい事態に対応できない、とされているが、こうした見解がどこまで正しいのかについては、経験的な解明が必要であり、実際、最近西ドイツで発表された論文によると、老人がこうした心理的特質を備えているということにかなり限定を加えなければならず、特に、教育

程度や一定の訓練を受けた老人は、かなり周囲の状況に対して適応的である、という結果が出ているのである。

もう一つの領域である家族の中における老人の役割については、家族のもつ統合機能をどのように考えるのかという点が重要である。従来の議論では、核家族を議論の前提としており、核家族の経済生活を成立させるにはどのような条件が必要であるのか、という形で問題がたてられ、老人がそうした核家族から切り離されるのは止むを得ないことであるから、それに対応した対策を立てるべきである、というように考えられてきた。

しかし最近の研究の方向としては、老人の持っている経験的知識やそれを生かした「サービス」が、家族の安定的な生活にとってきわめて重要であり、家族の統合的機能の一端を充分果たしうる、という面が目ざされてきた。これにともなって、最近の社会学の分野では、family network, social network という議論がかなり注目をあびている。この研究では、家族を一つの孤立したシステムとして扱うのではなく、家族と社会各々をネットワークの総体として取扱うことになる。具体的には、個々の家族およびその家族をめぐる社会的ネットワークについての詳細な実証的研究を行ない、その中から幾つかの類型を構成しようとするのである。こうした類型を構成することによって、どのようなネットワークを持っている家族が、最も安定的であり、どのようなタイプが不安定であるか、というような問題を解きうるのである。

例えば、社会的ネットワークから極端に切り離されてしまった家族は、家族内での役割関係はきわめて明確にされ、結合力はつよいが、家族そのものとしては、きわめて不安定なものたらざるをえなくなる、等々である。

幾つかの一般的命題を得るには、細かい研究が必要であるが、従来の研究が、家族の経済的機能遂行のための条件は何々であるのか、といった問題を先行させていたのに対して、こうした研究においては、社会的ストレスに対して対応してゆくには、どのような型の家族が最もよいのか、ということを中心的な問題としているわけである。そしてこの時に、老人がそうしたネットワークの一環としてきわ

めて重要な位置を占めてくることは明白であり、そうした面での位置づけをしない必要があるのである。

こうした老人問題の研究は、老人ホーム、デイ・ホスピタル、給食、老人クラブ、ホームヘルプス、などを中心とする研究よりも、老人を、家族や社会の中に「参加」させるにはどうしたらよいか、またそれはどの程度可能であるか、という点を重視することになる。このような研究は、先に述べたティトマスのいう、Gift-Relationship の各分野における具体的研究の一環であり、大きな意義を持ちうるのである。

New Society 13 March, 1975.

(小林良二 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

所得比例年金の採用

(ニュージーランド)

この国には、1974年の長老年金にかんする法律によって、従来の定額方式の年金に加えて支給する所得関連方式(正確には、所得に比例していない)の年金が新しく採用された。この改正は最終的には退職者に妥当な所得させることを企図している。

新しい制度は1975年4月から発足し、当初5年間は調整期間とし、この間に、労使双方が負担する拠出率は8%まで上昇することになっている。拠出は被用者の賃金や俸給から拠出を控除し、使用者負担分を加えて、使用者が支払い、拠出はニュージーランド長老年金委員会に送られる。この委員会は制度を運営するとともに、基金の利子率を決定する権限をもっている。なお、自営業者は任意方式でこの制度に拠出することができるし、被用者も任意方式で追加的な拠出を支払うことができる。

この制度では、受給者の選択により、60～65歳でも受給を開始できるし、医学的や職業上の理由による早期受給が認められる場合には、60歳未満でも年金を受給できる。受給者は拠出合計と利子の最高25%までを受給され、受給中の死亡には、寡婦の給付は所定の比率で減額される。また、給付は生計費の変化に対応させて毎年調整される。なお、私的年金との調整により、拠出免除が認められている。

(Earnings-related Superannuation Fund enacted, Social and Labour Bulletin. No. 1, 1975, pp. 75 - 76).

(平石長久 社会保障研究所)